

## 令和2年度 都道府県単位保険料率の決定について（案）

標記について、健康保険法（大正11年法律第70号）第160条第1項の規定に基づき、都道府県単位保険料率の変更がある都道府県について、以下のとおり決定する。

なお、京都府及び兵庫県の保険料率については、令和元年度からの変更はない。

## 1. 都道府県単位保険料率

北海道	10.41%	滋賀県	9.79%
青森県	9.88%	京都府	(10.03%)
岩手県	9.77%	大阪府	10.22%
宮城県	10.06%	兵庫県	(10.14%)
秋田県	10.25%	奈良県	10.14%
山形県	10.05%	和歌山県	10.14%
福島県	9.71%	鳥取県	9.99%
茨城県	9.77%	島根県	10.15%
栃木県	9.88%	岡山県	10.17%
群馬県	9.77%	広島県	10.01%
埼玉県	9.81%	山口県	10.20%
千葉県	9.75%	徳島県	10.28%
東京都	9.87%	香川県	10.34%
神奈川県	9.93%	愛媛県	10.07%
新潟県	9.58%	高知県	10.30%
富山県	9.59%	福岡県	10.32%
石川県	10.01%	佐賀県	10.73%
福井県	9.95%	長崎県	10.22%
山梨県	9.81%	熊本県	10.33%
長野県	9.70%	大分県	10.17%
岐阜県	9.92%	宮崎県	9.91%
静岡県	9.73%	鹿児島県	10.25%
愛知県	9.88%	沖縄県	9.97%
三重県	9.77%		

※令和元年度保険料率からの変更がない都道府県については、参考として括弧書きで示している。

## 2. 適用時期

令和2年3月分（任意継続被保険者にあつては、同年4月分）の保険料額から適用

(参考) 令和2年度都道府県単位保険料率の令和元年度からの変化

(単位: %)

	令和元年度保険料率 (a)	令和2年度保険料率 (b)	現在からの変化分
			(b)-(a)
全 国	10.00	10.00	0.00
1 北 海 道	10.31	10.41	+0.10
2 青 森	9.87	9.88	+0.01
3 岩 手	9.80	9.77	▲0.03
4 宮 城	10.10	10.06	▲0.04
5 秋 田	10.14	10.25	+0.11
6 山 形	10.03	10.05	+0.02
7 福 島	9.74	9.71	▲0.03
8 茨 城	9.84	9.77	▲0.07
9 栃 木	9.92	9.88	▲0.04
10 群 馬	9.84	9.77	▲0.07
11 埼 玉	9.79	9.81	+0.02
12 千 葉	9.81	9.75	▲0.06
13 東 京	9.90	9.87	▲0.03
14 神 奈 川	9.91	9.93	+0.02
15 新 潟	9.63	9.58	▲0.05
16 富 山	9.71	9.59	▲0.12
17 石 川	9.99	10.01	+0.02
18 福 井	9.88	9.95	+0.07
19 山 梨	9.90	9.81	▲0.09
20 長 野	9.69	9.70	+0.01
21 岐 阜	9.86	9.92	+0.06
22 静 岡	9.75	9.73	▲0.02
23 愛 知	9.90	9.88	▲0.02
24 三 重	9.90	9.77	▲0.13
25 滋 賀	9.87	9.79	▲0.08
26 京 都	10.03	10.03	0.00
27 大 阪	10.19	10.22	+0.03
28 兵 庫	10.14	10.14	0.00
29 奈 良	10.07	10.14	+0.07
30 和 歌 山	10.15	10.14	▲0.01
31 鳥 取	10.00	9.99	▲0.01
32 島 根	10.13	10.15	+0.02
33 岡 山	10.22	10.17	▲0.05
34 広 島	10.00	10.01	+0.01
35 山 口	10.21	10.20	▲0.01
36 徳 島	10.30	10.28	▲0.02
37 香 川	10.31	10.34	+0.03
38 愛 媛	10.02	10.07	+0.05
39 高 知	10.21	10.30	+0.09
40 福 岡	10.24	10.32	+0.08
41 佐 賀	10.75	10.73	▲0.02
42 長 崎	10.24	10.22	▲0.02
43 熊 本	10.18	10.33	+0.15
44 大 分	10.21	10.17	▲0.04
45 宮 崎	10.02	9.91	▲0.11
46 鹿 児 島	10.16	10.25	+0.09
47 沖 縄	9.95	9.97	+0.02